

[課程一2]

審査の結果の要旨

氏名 奥津 康祐

本研究は、看護過誤刑事訴訟事例において、業務上過失致死傷罪の適用が適正になされているか、適正になされることが期待できる状況にあるかという 2 つの問題について検証するため、ヒューマンファクタ工学の分析手法に準拠した看護過誤裁判例の分析【研究 1】、看護師を対象とした注射手技の実験【研究 2】、看護師・医師・弁護士を対象としたアンケート調査【研究 3】、看護師管理職者を対象としたアンケート調査【研究 4】を行ったものであり、下記の成果を得ている。

1. 【研究 1】に関し、7 事例でエラーを合計 42 抽出し、判決・決定でそれに対応する管理の要因や医療(看護)水準、予見可能性・結果可能性について言及している部分および言及していない事実を複数見出した。
2. 【研究 2】に関し、27 名の看護師を被験者として、1 回目は通常の業務、2 回目は多重課題を課された状況下での業務という実験を行った結果、テキスト等にある注射業務のスタンダードな業務および安全確認の項目(テキスト的实施事項)の実施率平均は 2 回とも 50% 台であった。2 回目でアクシデントが 9 例発生した。
3. 【研究 3】に関し、刑事処罰を受けた医療者についての設問における、「何であれ廃業すべき」の選択率は、看護師・医師・弁護士各群は各 15.9%、1.9%、5.9%であった。看護師は、刑事処罰を受けた者に対し、医師・弁護士より厳しい見方をする。看護過誤事例の被告人看護師の刑事責任を尋ねる設問では、有罪無罪の明らかなさの指標(高くなると有罪が明らか)である有罪無罪度数平均値は、看護師・医師両群で各 7.99、7.40 であり、両群間に有意差が認められた。看護師は刑事責任について医師より明確に有罪だと考える傾向が明らかとなった。事故当事者看護師にレポートの書き方をどうアドバイスするかという設問では、「内容物を自らチェックすべきでした」「取り違えに気づくべきでした」とする選択肢の選択率は看護師群で各 83.3%、49.3%、弁護士群で各 42.1%、31.6%であり両群間にそれぞれ有意差が認められた。看護師は弁護士の多くが使用を避けるような誤解を招きやすい抽象的な記載に違和感が強くないことも明らかとなった。
4. 【研究 4】に関し、実施している複数人による与薬チェック確保策についての回答では、医療機関により安全体制の整備への取り組みに差があった。与薬の際の複数人での確認が手順として定められていてもそれが実際にはできていない病院も少なくなかった。事故当事者のケアについて病棟として予定されている手順を尋ねる問では、それが無い旨の回答は 465 中 65 あった。また、その 65 を含めケアに関して予定されている具体的手順があげ

られていない回答は 465 中 220 あった。事故当事者へのサポートは、全国の膨大な数の病棟において組織的対応が不十分であり、手が回っていない現状がある。

5. 以上を総合すると、次のことが明らかとなった。

看護現場では、安全確認作業の実施のための体制が整っているわけではないこと、および、安全確認作業も十分実施できているわけではないこと、事故も容易に起こり得ることが分かった。マニュアルやテキストのスタンダードな業務および安全確認の項目の記載は安全のために実施が求められることであるが、現段階では多くの病院で必ずしもその通り実施できているわけではない。判決・決定の中で指摘されなかった管理の要因も多くあり、医療(看護)水準、予見可能性・結果回避可能性について詳細に認定していない判決・決定が多かった。多少詳細なものであっても、いずれも行為者として同じような立場の人を置いて責任を考えるとといった視点を欠いていた。

看護師は自分が事故当事者となると、ショックを受け、反省し、思いつめ、場合により事故報告書や責任追及の場で自らに責任を背負い込むような表現をしてしまい、追い詰められてしまう傾向がある、というのがその性格の一つのパターンといえる。

いざ、事故当事者となったとき、責任を背負い込んだり、背負わされたりしては、その後の捜査・訴訟で不利な状況に追い込まれる可能性が増える。また、被告人として主張をしっかりと行っていけるかという、あまり期待できないように思われる。こういった看護師の性格(思考・行動パターン)の傾向や事故当事者へのサポート状況の弱さが、業務上過失致死傷罪の適用が適正になされるための課題である。

以上、本論文は、これまでの看護過誤刑事訴訟事例において業務上過失致死傷罪の適用が適正になされていないこと、および、適正になされるための課題があることを明らかにした。本研究は、これまでほとんど検証がなされていなかった看護過誤の刑事訴訟上の問題の解消のために重要な貢献をなすと考えられ、学位の授与に値するものと考えられる。